

山形市立本沢小学校

「いじめ防止基本方針」

いじめの定義

当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条より)

1 はじめに

いじめはどの学級、どの子にも起こりうるものであり、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。さらに、いじめに起因して生命を脅かす事態を引き起こすこともある。

こうしたことから、本校ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応の重要性を全職員で共有し、関係機関との連携を図り、いじめの防止・解決に全力で取り組むものとする。

けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性が大きい場合や、好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせた場合などは、いじめに該当する事があるので、それぞれのケースを慎重に判断していく。また、解決にあたっては、いじめという言葉を使わずに解決にあたるなど、様々なケースに応じて柔軟に対応していく必要がある。

2 いじめ防止のための取組

「共に学び合い高め合う、学びでつながる学校」

◇学習成果を実感し、自尊感情を育む教育活動の推進

- ・「わかる」「できる」という達成感と学ぶ喜びのある授業づくり
- ・一つの学びが次の学びに発展する広がりや深まりを実感できる学習場面づくり
- ・子ども全員が主人公の授業づくり

「児童一人一人の自己有用感が高まる、学びでつながる学校」

◇児童全員が活躍し、責任感ややりがいを感じ得る活動の推進

- ・共に学ぶことや積極的に取り組むことの意義を体感させる協働的な学びの推進
- ・縦割り班で目標を共有し、それぞれの学年の役割や立場を大切に活動の充実
- ・児童会活動や係活動等における、互いに認め合い、感謝し合う場の充実

「いのちを大切にし、心でつながる学校」

◇自他を尊重し、いじめを許さない、見過ごさない学校風土の醸成

- ・道徳教育、人権教育の充実を図る
- ・体験活動・縦割り班活動を通したコミュニケーション能力の育成
- ・植物の栽培や動物の飼育等を通した命の大切さの実感

◇あいさつが響き、一人一人が生き生きと自分を表現できる関係づくり

- ・「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」が自然に言える環境・関係づくり
- ・自分の素直な気持ちを、相手に伝えられる環境・関係づくり
- ・正しい価値判断ができる学

◇保護者や地域の方と連携して子どもを育て、見守る

- ・授業参観や学習発表会や読み聞かせ等、保護者が子どもの学校生活に触れる機会の充実
- ・地域の産業・文化・歴史を取り上げ、地域の方と直接触れる学習の充実

3 いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取組

(1) 職員・外部有識者による組織

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○ 校内職員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当
当該学年の担任・養護教諭

○ 校外関係者（ケースに応じて招致する）

学校精神科医・地区民生委員会長・臨床心理士・駐在所警察官

- ・当該組織は学校が組織的にいじめの問題に対応するに当たり中核的な役割を担い、下記の具体的な取組を行う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を果たす。
 - ・いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ・学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割果たす。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。
- ④ いじめの疑いの情報には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

(2) 児童の主体的な取組

- ・児童会活動や縦割り班活動において「どの子にとっても登校するのが楽しい学校」「どの子も好きだと思える学校」にしていくことをねらいとした主体的な活動に取り組んでいく。児童自らが、お互いを大切にする学校文化をつくっていきけるように支援していく。

(3) 家庭・地域との連携

- ・学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を構築していく。
- ・地域や家庭との協議会等でいじめ防止の取組について取り上げ、ネットいじめを含めたいじめの問題について、学校、家庭、地域が協力して取り組むことができるようにする。

4 早期発見と適切な対応（早期対応・組織的対応）の在り方

日常的な取組として

- いじめ防止のための取組の徹底
- いじめ防止のための組織を効果的に機能させ未然防止を図る

早期発見のために

- 日頃からの児童の見守りに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち（チェックリストの積極的な活用等）、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行うようにする。
- 定期的なアンケート調査（児童：生活アンケート年2回・いじめアンケート年2回・保護者：アンケート年2回 等）により、いじめの有無について実態把握を行う。
- 教育相談や個人面談、家庭訪問等を実施し、個別の状況把握に努めるとともに、児童がいじめについて訴えやすい環境や教師との信頼関係の構築に努める。
- 休み時間や放課後の雑談などの児童の様子に目を配ったり、日記や終わりの会での振り返り等から交友関係や悩みについて把握したりする。

早期対応・組織的対応のために

- いじめの発見・通報を受けた場合には、小さなもめ事等も軽視せず情報を共有し、速やかに組織的に対応する。
- 児童や保護者からの相談や訴えは真摯に傾聴し、早い段階からの確に関わりを持つ。
- いじめられている児童を守るために必要な場合は、組織的な対応を取ると共に、外部有識者や警察等の機関と連携し、被害が継続しないよう適切に対処する。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- いじめ発見後は、家庭訪問等により迅速に保護者へ事実関係を伝え、これからの対応についても丁寧に説明し、協力して取り組めるように努める。
- いじめた児童への指導では、教育的配慮の下、特別の指導計画により指導する。その中で必要に応じて、警察との連携や、教育上必要があると認めるときは、山形市教育委員会と協議の上、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることも検討する。
- いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉え、いじめを止める、誰かに知らせるなど、いじめを許さないという気持ちを行動に示せるよう指導する。
- いじめの解決は、その集団の中でいじめが再発しない関係を構築することととらえ、全体に対し継続的に指導していく。いじめの解決とは「少なくとも3ヶ月以上、いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たすものとする。
- 指導する集団の中に、発達障害を含む障がいのある児童、帰国子女や外国人児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、被災児童など、特に配慮を必要とする児童については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行うものとする。

5 ネットいじめへの対応

- ・校内における情報モラル教育や人権侵害についての教育を進めるとともに、保護者や地域と連携して防止や早期発見に取り組む。
- ・インターネットいじめの実際やフィルタリングやペアレントコントロールなど家庭で出来る予防について学級懇談会、父母と教師の会研修等で情報を得るようにする。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・重大事態への対応が遅滞なく行われるように、連絡報告、設置、組織、調査等の手順を確認し、整えておく事が大切である。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※学校におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、山形市教育委員会・村山教育事務所の支援・協力を得る。

- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者 ○心理や福祉の専門家等

※当該いじめ事案の関係者と直接の関係者又は特別の利害関係を有しない者とする

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、直ちに山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。また、疑いがあると認められた場合、校長は、学校の設置者に報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・年間指導計画をもとに計画的にアンケートや情報交換会、研修会等を実施するとともに、「子どもを語る会」を通して、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童理解と信頼関係に基づいた指導
- ・基本的な行動様式の徹底と習慣化
- ・問題行動等の未然防止と早期発見
- ・安全教育の指導の徹底
- ・全職員の組織的対応と日常的な研修
- ・地域、家庭ぐるみの連携した指導

○上の指導方針を共有し、組織的に指導、支援に努める。（詳細は学校経営要項の教育相談計画による）

8 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

9 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果を職員会議や必要に応じて学校支援委員会等に諮り、その改善に取り組んでいく。

(2) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等

- ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

10 その他

(1) 社会参画活動、縦割り班活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り班による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、日常的にいじめの防止等に取り組むことができるように、組織的体制を整えたり、校務分掌の適正化や校務に軽重をつけたりするなど、校務の効率化を図る。

（令和5年4月1日 一部改定）